

第一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十

乙第一五六號

起
昭和三年五月十四日
決
昭和三年十二月四日
施
昭和三年
月
日

年
月
日

總理廳官房總務課長

行政調査部主幹宛

各廳委員會調査に關する件

十一月二十四日行文第八八号を以て御照會に係る標

記
件
別
紙
の
と
お
り
報
告
致
し
ま
す。

<p>1. 報告書の提出 2. 報告書の提出 3. 報告書の提出</p>	<p>4. 報告書の提出 5. 報告書の提出 6. 報告書の提出</p>	<p>7. 報告書の提出 8. 報告書の提出 9. 報告書の提出</p>	<p>10. 報告書の提出 11. 報告書の提出 12. 報告書の提出</p>
<p>13. 報告書の提出 14. 報告書の提出 15. 報告書の提出</p>	<p>16. 報告書の提出 17. 報告書の提出 18. 報告書の提出</p>	<p>19. 報告書の提出 20. 報告書の提出 21. 報告書の提出</p>	<p>22. 報告書の提出 23. 報告書の提出 24. 報告書の提出</p>

閣資第七一三号

昭和二十二年十二月四日

總理廳官房監査課長

總理廳官房総務課長殿

各廳委員会調査に関する件

客月二十五日付總理廳乙第五六号をもつて照会のあつた標記の件については直接行政調査部主幹より中央公職適否審査委員会事務局長宛照会があつたので、同事務局長より行政調査部主幹に回答したが、別紙のとおり右調(写)を参考までに送付申上げる。

内閣

裏面白紙

中央公職適否審査委員会調

委員会名 中央公職適否審査委員会 根據規定

設置 昭和二十二年三月三日

委員構成	事務構成	委員の経費
<p>委員九人以内 部長一人 次長一人 委員七人 現在九人</p> <p>委員長 部長 次長 委員</p>	<p>局長 一人 部長 一人 次長 一人 委員 七人</p>	<p>委員 九人 委員 一人 委員 一人 委員 七人</p>
担当事務	活動状況	設置の理由
<p>昭和二十二年四月十日閣議決定 閣議決定 閣議決定</p>	<p>四月十日閣議決定 閣議決定 閣議決定</p>	<p>本委員会は公職適否審査委員会の設置を...</p>

内閣

総理廳官房総務課 委員会

<p>委員会の経費 の概算</p>	<p>事務局の構成</p>	<p>委員会の構成</p>	<p>委員会名 公職適否審査基準諮問委員会 根據規定</p>
<p>要する理由</p>	<p>活動状況</p>	<p>担当事務</p>	<p>開議 文書 昭和二十二年四月 設置 年月 日</p>

裏面白紙

総務課

總人繼第一九一〇号

昭和二十二年十二月八日

總理廳官房人事課長

總理廳官房總務課長殿

各廳委員會調査に関する件

各月二十五日附總理廳乙第一五六号を以つて照會にかゝる標記の件
に關し当課所掌の分を別紙のとおり送付するからよつしく取計い願
いたい。

尙内閣官房所掌にかゝる分は便宜当課より送付する。二級事務官

内閣

吏銓衡委員會の分に付ては法制局より回答する筈に付申し添え
る。

法務省

総理府官房総務課 委員会 議

本委員会の経費の爲	事務局の構成	委員会の構成	委員会名
なし	なし (内閣官房人事課に於て事務を行う)	委員長 委員 書記 中史官廳に於ては其の職の一級又は二級 官吏又は中史官廳に於ては其の職 官吏又は官立の中等教育委員の中より長 官の命ずる	普通通試験委員 根據協定
任務を安んずる理由	活動状況	担当事務	初令第九号 大正七、一、一七
内閣部内に於ける官吏任用試験令に於ける受取 吏任用資格試験の機関たるべき下等官吏任用 試験令の施行期間中は必要なるべからざるが よし	取扱件数なし	各官廳は置外長官の監督に属し普通通試験 に関する事務を該官吏任用の機関に属す。 事務並に官吏任用取扱令第七條第一項の規 定に依り認定に關する事務を掌る。	設置大正七年三月一日

裏面白紙

總理府官房總務課 員 會 調

<p>委員會名 一級官吏銓衡委員會 根據規定</p>	<p>委員構成 會長一人 內閣總理大臣 部長二人 內閣官房長官 法制局長官 專員十人 十箇專員 幹事書記二人</p>	<p>事務局構成 分室 一室 第一室 總理府官房人事課 二室 第二室 法制局長官秘書室</p>	<p>委員會の經費 なし</p>
<p>勅令第四号 昭和二十一年四月 四日 設附第一六年一月</p>	<p>事務担当 內閣總理大臣の秘書に屬し其の要求に因り官吏任用級令第六條第一項第三号及第四條第二項第一号一級官吏の任用及級令の施行に關する事務を行ふ</p>	<p>活動状況 設置以來担当件數を處理し 昭和二十一年四月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月 一、處理し</p>	<p>要する理由 官制任用級令による一級官吏の任用に關する事務の執行に必要にして 官制任用級令の施行期間中 は必要にして その事務は</p>

総理廳官房總務課 委 員 会 議

委員の経費	事務局の構成	委員の構成	委員の名
なし	なし (総理廳官房人事課に於て事務を行ふ)	委員長 一人 委員 一人 書記 一人	総理廳普通試験委員 根據協定
存する	理由	活動状況	担当事務
あり	総理廳部内における官吏任用叙級令に よる三級官吏の任用資格銓衡機関で ありて官吏任用叙級令施行期間中は 必要なくともあり	昭和二十二年五月三日 以降の取扱件数 三十三件	<small>勅令高等試験委員及 普通試験委員官制 昭和二十二年勅令第三号</small> 設前昭和二十二年五月十五日 総理廳部内(特に普通試験委員を設 けた部局を除く)の普通試験及三級官 吏の任用の銓衡に關する事務

裏面白紙

総務廳官房總務課 委 員 会 調

委員会の 経費の 爲の 委員	事務局 の 構成	委員 の 構成	委員 の 名
なし	なし 内閣官房人事係に於て事務を行う	委員長(委員の互選による) 委員 六人 予備委員六人 幹事 一人 書記 三人	委員 の 名
要 する 理由	活動 状況	担当 事務	根 拠 規 定
一級官及二級官の懲戒事件の審査のため國家公務員法の該当規定の施行せらるるまで存置を要す	昭和二十一年に於ける取扱件数十八件五月三日以後会議教 六回	一級官及二級官の懲戒事件の審査決定	勅令(明治三十二年三月二十八日) 設前明治三十三年三月二十八日

裏面白紙

教育刷新委員 會	持株會社整理監査委員 會	電氣通信委員 會	統計委員 會	經濟再建整備委員 會	裁判官任命諮問委員 會	副檢察官選考委員 會	檢察官適格審査委員 會	行政監察委員 會	中央行政監察委員 會	總理廳部內行政監察委員 會	物資活用委員 會	總動員補償委員 會	食糧対策審議 會
勅令	昭三二八一九	昭三二九一九	昭二二〇一九	勅令	昭二二二二四	政令	昭二二六一七	政令	昭二二六一七	政令	昭二二六一一	勅令	昭二二六一一
委員五人 副委員長一人	委員若干人 委員長一人 委員若干人	委員若干人 委員長一人 委員若干人	委員五人	委員五人 委員長一人 委員若干人 委員若干人	委員五人 委員長一人 委員若干人	委員八人	委員一人(檢察官) 幹事三人 委員二人	委員一人(委員長) 幹事一人	委員一人(委員長) 幹事一人	委員一人(委員長) 幹事一人	委員一人(委員長) 幹事一人	委員一人(委員長) 幹事一人	委員一人(委員長) 幹事一人

日本標準規格 B5 (十四行部)

裏面白紙

給與審議會
 國民食糧及公衆養食対策審議會
 國土計画審議會
 肥料審議會
 恩救制度審議會
 官吏官音懲戒委員会
 都市計画委員会
 地方自治制度委員会
 通債發行審議會
 臨時行政改革審議會

給與審議會	勅令	昭二六、一、二一	全長一人(官制) 副全長二人(官制) 委員八人(官制)
國民食糧及公衆養食対策審議會	勅令	昭二六、三、五	全長一人(官制) 副全長一人(官制) 委員五人(官制)
國土計画審議會	勅令	昭二六、三、五	全長一人(官制) 副全長一人(官制) 委員五人(官制)
肥料審議會	勅令	昭二六、四、一	全長一人(官制) 副全長一人(官制) 委員五人(官制)
恩救制度審議會	政令	昭二六、一、一	全長一人(官制) 副全長一人(官制) 委員五人(官制)
官吏官音懲戒委員会			
都市計画委員会			
地方自治制度委員会			
通債發行審議會			
臨時行政改革審議會			

内閣

裏面白紙

中央農機具價格査定委員会
恩給審査会
臨時資金調整委員会
臨時資金審査委員会
公職適否審査委員会
公職資格訴願審査委員会
交通事業調整委員会
一級官吏銓衡委員会
二級事務官銓衡委員会
高等試験委員
普通試験委員
物價安定委員会
地方物價安定委員会

委 員 会 名	根 拠 別	設 立 日 期	会 員 機 構
中央農機具價格査定委員会	勅令	昭二二、一〇、一	会長一人、委員十七人以内
恩給審査会	勅令	昭一六、六、一五	臨時委員 会長一人、別命委員二人以内 委員四人以内、臨時委員
臨時資金調整委員会	勅令	昭一六、六、一五	会長一人、日額總裁 委員六人、臨時委員
臨時資金審査委員会	勅令	昭一六、八、二	会長一人、別命委員三人以内 委員五人、臨時委員
公職適否審査委員会	勅令	昭一六、六、一四	会長一人、自派委員二人 委員十人
公職資格訴願審査委員会	勅令	昭一六、六、一四	会長一人、自派委員二人 委員十人
交通事業調整委員会	勅令	昭一六、六、一	会長一人、別命委員三人 委員九人、臨時委員
一級官吏銓衡委員会	勅令	昭一六、六、一	会長一人、別命委員三人 委員九人、臨時委員
二級事務官銓衡委員会	勅令	昭一六、六、一	会長一人、別命委員三人 委員九人、臨時委員
高等試験委員	勅令	昭一六、六、一	会長一人、別命委員三人 委員九人、臨時委員
普通試験委員	勅令	昭一六、六、一	会長一人、別命委員三人 委員九人、臨時委員
物價安定委員会	勅令	昭二二、八、一	会長一人、別命委員三人 委員九人、臨時委員
地方物價安定委員会	勅令	昭二二、八、一	会長一人、別命委員三人 委員九人、臨時委員

昭二二、八、一

裏面白紙

裏面白紙

中央諸官御達設案員會	(永史)	二二、九一九指全
公職道在審査基準認識同委員會	(此查)	二二、六三三三指全
災害復旧対策案員會	(安平)	二二、九一〇〇〇
震災復興案員會	(二十一年四月廿九)	二〇、九七七
警察改善調査員會	(二十一年四月廿九)	二〇、六三三
金融制度調査員會	(二十一年四月廿九)	二〇、一一一
輿論調査委員	(二十一年四月廿九)	二二、九二五
新聞出版用紙制管委員會	(二十一年四月廿九)	二二、一一五
科学振興振興対策委員會	(二十一年四月廿九)	二二、一一九

綴番第六十三號

昭和二十二年十二月六日

總理廳官房總務課長 殿

總理廳官房事務室
總理廳事務官



各廳委員暫調査に關する件回答

十一月二十五日附總理廳乙第一五六號で御照會になつた標記の件に
つき當室關係の調査別紙のとおり回答致します。

裏面白紙

裏面白紙

整理廳官房総務課 委員会 議

委員 会名	中央災害救助対策協議会	根據 規定	設置昭和二十二年六月二十日 災害救助法
委員 会成 員 の 構 成	会長一人 内閣総理大臣 副会長一人 厚生大臣 委員 一、大隈重信 二、内閣官房長官 三、厚生大臣 四、文部大臣 五、農林大臣 六、逓信大臣 七、海軍大臣 八、陸軍大臣 九、大蔵大臣 十、建設大臣 十一、文部大臣 十二、厚生大臣 十三、農林大臣 十四、逓信大臣 十五、海軍大臣 十六、陸軍大臣 十七、大蔵大臣 十八、建設大臣	担当事務 一、災害救助法 二、被災者救済 三、被災者救済 四、被災者救済 五、被災者救済 六、被災者救済 七、被災者救済 八、被災者救済 九、被災者救済 十、被災者救済 十一、被災者救済 十二、被災者救済 十三、被災者救済 十四、被災者救済 十五、被災者救済 十六、被災者救済 十七、被災者救済 十八、被災者救済 十九、被災者救済 二十、被災者救済	
事務局 の 構 成	局長一人 副局長一人 主任一人 係長一人 係員一人 書記一人 庶務一人 事務一人 庶務一人 事務一人	活動状況 昭和二十二年六月二十日 協議会設置に際しては、委員等方針を策定中 協議会設置に際しては、委員等方針を策定中 協議会設置に際しては、委員等方針を策定中 協議会設置に際しては、委員等方針を策定中 協議会設置に際しては、委員等方針を策定中 協議会設置に際しては、委員等方針を策定中 協議会設置に際しては、委員等方針を策定中 協議会設置に際しては、委員等方針を策定中 協議会設置に際しては、委員等方針を策定中 協議会設置に際しては、委員等方針を策定中	
委員 会 の 経 費 の 概 算	一、総額 二、内閣官房長官 三、厚生大臣 四、文部大臣 五、農林大臣 六、逓信大臣 七、海軍大臣 八、陸軍大臣 九、大蔵大臣 十、建設大臣 十一、文部大臣 十二、厚生大臣 十三、農林大臣 十四、逓信大臣 十五、海軍大臣 十六、陸軍大臣 十七、大蔵大臣 十八、建設大臣	要する理由 一、被災者救済 二、被災者救済 三、被災者救済 四、被災者救済 五、被災者救済 六、被災者救済 七、被災者救済 八、被災者救済 九、被災者救済 十、被災者救済 十一、被災者救済 十二、被災者救済 十三、被災者救済 十四、被災者救済 十五、被災者救済 十六、被災者救済 十七、被災者救済 十八、被災者救済 十九、被災者救済 二十、被災者救済	

乙第一五六號

案起

昭和三年五月三日

決定

昭和三年五月三日

施行

昭和三年五月三日

年 月 日

總理廳官房總務課長

總理廳官房人事會計監查各課長
同 審議室總理廳事務官

宛(各通)

初局、口直務行政調査部
通初濟十

各廳委員會調査に關する件

標記の件について、別紙のとおり行政調査部主幹
から申越があつたので、御調査の上総理廳官房
總務課へ回答方御取計願ひたい。

めくれず

72

行文第八八号

昭和二十二年十一月二十四日

行政調査部主幹



内閣官房次長 殿

各廳委員会調査に關する件
行政機構調査の爲、各廳所管の委員会について調査する必要があるので、十二月一日現在を以て、左記様式により十二月六日迄に御回答を煩わしたい。なお、調査を要する委員会は省議決定に基づくものまですべてを含まものとし且つ調査事項は出来るだけ詳細に記載願いたい。

(廳名) 委員会調

委員会の爲の経費	事務局の構成	委員会の構成	委員会名	根據規定	設置年月日
			存置を要する理由	活動状況	担当事務

備考

- 一 根據規定欄には法律、命令、閣議決定、省議決定等と記載し且つその件名、番号、日附を記載すること
- 二 活動状況欄には会議開催回数をも記載すること
- 三 委員会の爲の経費欄には特定予算があればその全額及び内訳を特定予算をなれば一般経費より何円支辨としように記載することとし何れも昭和二十二年年度予算額によること